

## 三次市ホームページ広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、三次市広告掲載要綱（平成19年三次市告示第6号。以下「要綱」という。）に基づき、三次市ホームページ（以下「市ホームページ」という。）に掲載する広告の募集及び掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類と範囲)

第2条 市ホームページに掲載できる広告はバナー広告（以下「広告」という。）とし、次の各号のいずれかに該当する広告は掲載しないものとする。

- (1) 要綱第4条第2項に該当する広告
- (2) 三次市広告掲載基準（平成19年2月7日施行。以下「基準」という。）第2条又は第3条に該当する広告

(広告の規格等)

第3条 広告を掲載することができる広告枠の規格は、次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦54ピクセル、横200ピクセル
  - (2) 形式 GIF（アニメーション不可）、JPEG
  - (3) 容量 20キロバイト以下
- 2 広告枠の位置は、市ホームページのトップページのうちから、市長が定める。
- 3 前項に定めるもののほか、広告に関する規格は別途三次市ホームページ・バナー広告ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）で定める。

(広告掲載料)

第4条 広告掲載料は、広告枠1枠当たり、月額5千円とする。

(広告掲載料の免除)

第5条 次の各号に該当する場合は、各号に定める額を免除することができる。

- (1) 三次市内に事務所又は事業所を有する個人若しくは三次市内に主たる事務所又は事業所を有する法人その他の団体による同一広告主が6月以上連続して掲載する場合には、1回に限り、6月分を限度として広告掲載料に2分の1を乗じて得た額。
- (2) 三次市と立地協定を締結した事業者が掲載する場合には、連続する12月

分を限度として，1回に限り，広告掲載料の全額。

- (3) 三次市が定める三次市女性・シニア起業支援事業補助金，三次市空店舗出店支援事業補助金又は三次市新規開業支援事業補助金の交付決定を受けた補助事業者が掲載する場合には，連続する12月分を限度として，1回に限り，広告掲載料の全額。

(広告の掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は，月を単位として，掲載申込みのあった期間とする。

- 2 広告の掲載の開始日及び終了日は，市長が定める。

(広告の募集及び掲載)

第7条 広告枠に掲載することができる広告の募集は，市ホームページその他市の広報媒体を利用して行う。

- 2 広告枠に空きが生じた場合は，随時，前項の規定の例により募集する。

- 3 掲載申込みのあった広告は，要綱，基準，ガイドライン及びこの要領に定めるところに従い，掲載の可否を決定するものとする。

(掲載決定順序)

第8条 掲載申込みのあった広告が市ホームページ上の広告枠の数を超える場合は，次に掲げる順序により掲載する広告を決定する。

- (1) 第1位 国，他の地方公共団体及びこれらに類するもの

- (2) 第2位 公社，公団，公益法人及びこれらに類するもの

- (3) 第3位 公共的性格のある私企業で，市内に事業所等を有するもの

- (4) 第4位 前号に掲げるもの以外の私企業又は自営業者で，市内に事業所等を有するもの

- (5) 第5位 前2号に掲げるもの以外の私企業，自営業者等

- 2 前項の規定による順序が同じ広告が複数ある場合は，掲載希望月数の多いものを優先とする。

- 3 前2項の規定によっても順序が同じ広告が複数あることにより，掲載する広告を決定できないときは，抽選により決定する。

(広告掲載の申込)

第9条 広告の掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は，三次市ホームページ広告掲載申込書（様式第1号）を市長が定める期限までに提出すること

により、掲載を申し込むものとする。

- 2 市長は、前項の規定による掲載申込みがあった場合で必要と認めるときは、申込者に対し、資料の提出を求めることができる。
- 3 第5条第2号の適用を受けようとする者は、立地協定日から操業開始日以降3年が経過する日までに掲載を申し込むものとする。
- 4 第5条第3号の適用を受けようとする者は、新規開業日以降3年が経過する日までに掲載を申し込むものとする。

(広告掲載の審査)

第10条 広告内容等、広告の提出に関して疑義が生じた場合は、広告内容等の審査を、要綱第10条に規定する三次市広告審査委員会において行う。

(広告掲載の決定通知)

第11条 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、市ホームページへの広告掲載の可否を決定し、申込者に通知するものとする。

- 2 市長は、申込者に対し、前項の規定による決定内容を三次市ホームページ広告掲載（非掲載）決定通知書（様式第2号）により通知しなければならない。

(広告掲載料の納付)

第12条 前条第2項の規定により広告掲載決定の通知を受けた者（以下「広告主」という。）は、市長が指定する期日までに広告掲載料を市が発行する納入通知書により前納しなければならない。

(広告原稿の作成及び提出)

第13条 広告主は、広告原稿（画像データ）を自己の負担により作成し、市長が指定する期日までに市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により広告原稿（画像データ）の提出があったときは、その内容及びリンク先ホームページについて、三次市ホームページ広告掲載申込書記載の内容と相違していないこと、要綱、基準、ガイドライン、法令及びこの要領に違反していないこと並びにその他提出された広告原稿（画像データ）が適当であることを確認しなければならない。
- 3 市長は、前項の場合において、提出のあった広告原稿（画像データ）及びリンク先ホームページの内容が適当でないとき、広告主に対し広告原稿（画像データ）又はリンク先の変更を求めるものとする。

(広告の掲載)

第14条 市長は、第12条の規定により広告掲載料が納付され、かつ、前条の規定により提出のあった広告原稿（画像データ）及びリンク先ホームページの内容が適当であると認めたときは、指定した広告枠に広告を掲載するものとする。

(広告掲載の取消し等)

第15条 市長は、要綱第8条及び次の各号のいずれかに該当するときは、広告主への催告その他何らの手続を要することなく、広告掲載の決定を取り消し、又は掲載した広告の削除若しくは掲載の一時中止をすることができる。

- (1) 指定された期日までに広告主が広告掲載料を納付しなかったとき。
- (2) 指定された期日までに広告主が広告原稿（画像データ）を提出しなかったとき。
- (3) 第13条第3項の規定による変更の求めに広告主が応じないとき。

2 本市は、前項の規定により広告の掲載を取り消し、又は掲載した広告の削除若しくは掲載の一時中止をした場合において、広告主が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。また、既納の広告掲載料は、返還しない。

(広告等の変更)

第16条 広告主は、月を単位として、広告の内容又はリンクを変更することができる。

2 広告主は、前項の規定により広告の内容又はリンクを変更しようとする場合は、変更しようとする月の前月の20日までに、市長に対し、三次市ホームページ掲載広告等変更申込書（様式第3号）を提出し、承認を得るものとする。

3 第10条及び第13条の規定は、前2項の規定による広告の変更について準用する。

(広告掲載の中止の申出等)

第17条 広告主は、市ホームページへの広告掲載を中止する場合は、掲載を中止する前月の15日までに、市長に対し三次市ホームページ掲載中止申出書（様式第4号）を提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申出があった場合は、掲載した広告を削除するものとする。

3 市長は、前項の規定により広告掲載を中止した場合は、既納の広告掲載料から広告を掲載した月から中止した日の属する月までの広告掲載料を差し引いた額を返還するものとする。

4 前項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告掲載料の返還)

第18条 広告掲載の決定後掲載開始前において、広告主の責めに帰さない理由により、広告を掲載することができなかつたときは、広告掲載料を全額返還する。

2 広告の掲載決定期間中に、広告主の責めに帰さない理由により、連続して24時間以上広告を掲載することができなかつた場合は、掲載できなかつた期間に応じ、広告掲載料を返還する。

3 前項の場合において1か月に満たない端数がある場合の当該月分に相当する広告掲載料の返還については、当該月の掲載可能日数による日割り計算とし、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

4 前各項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告主の責務)

第19条 広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

3 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

4 広告主は、第11条第2項の規定により決定を受けた市ホームページへの広告掲載の権利を譲渡してはならない。

(その他)

第20条 この要領に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年12月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年2月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年3月30日から施行する。